

令和4年度 第2回大石田町入札監視委員会会議録（定例会議）

開催日時	令和4年11月15日（火）午前10時00分～11時00分
開催場所	大石田町役場 2階「庁議室」
出席委員	委員長 柴田 健一 委員 伊藤 三之 委員 真田 誠司 委員 鈴木 喜左夫
事務局出席者	土屋総務課長、佐々木財政主査、遠藤主事
関係課出席者	荒井建設主幹、常盤管理主査

議事概要

1. 開会	土屋総務課長の進行で開会する。（午前10時00分）
2. あいさつ	村岡藤弥町長が挨拶を行う。（※挨拶後退席）
3. 議題（委員長が議長となり、議事を進行する。）	
（1）建設工事等の入札・契約手続きの運用状況等について	
事務局	発注工事総括表、発注事業一覧表及び指名停止一覧表に基づき、令和4年4月から令和4年9月までに発注した工事、業務委託及び指名停止の状況について説明する。
委員長	毎回指名停止措置の報告があるが、日本独特の風土というのでしょうか。
委員	日本独特かは分からないが、全国のどこかで指名停止の事案があると、それに追従する形で指名停止措置する形となります。日本全体でこの件数というのが多いと言えるかはなんとも言えないところです。
委員長	有名な企業が毎回出てきます。今回大石田町と問題になった企業も県内トップクラスの企業です。そういった大手企業には相変わらずそのような風土、企業文化のようなものがあるのでしょうか。
委員	入札の仕組みをどう評価するのか、絵に描いたような自由競争に任せるのが本当によいのかということを含めて深い議論が必要になるところかもしれません。
委員長	やむを得ない状況なのでしょう。
委員	業種によっては地域の地元業者育成ということもあり、全国どこからでも一番安い業者にとというのが本当にいいのかという議論も一方であるような気がします。 理想形の入札というか、公的な仕事、公共工事の配分について、理想的な仕組みを研究していく必要があると思います。
（2）抽出事案の審議について	
事案抽出者より、抽出の理由などを説明	
抽出事案①：町道小菅支線5号線舗装補修工事（第3工区）	
担当課	担当課である建設課が、審議事案説明書及び入札調書、工事写真等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
委員	指名業者7社というのは地理的な指名要件があったのですか。
担当課	今回は町内の土木業者で2級土木施工管理技術者、2級舗装施工管理技術者のいずれかの有資格者がいることという条件で指名しました。
委員	落札率100%であったが、事務局として違和感などはありませんでしたか。
担当課	比較的単純な工事でも積算もしやすかったこともあり、かなり競った金額での入札に

	なることが考えられましたので、100%というのもあり得ると捉えています。
委員	業者としては、今回は第3工区ということもあり、面積などから積算はしやすかったのでしょうか。業者が880万円から900万円の間に積算を持つてくる想定ができる事案でしたのでしょうか。
事務局	今回の工事については、一般的な資材を使用し、工事内容も土木業者にとっては非常に簡単なものでしたので、積算も難しいものではないと考えております。
委員	業者が積算するであろう計算式というのは行政としても想定できるわけですか。
担当課	単純な工事内容でしたので、積算も難しくないものと思います。
委員	どのぐらいまで絞り込めると考えますか。
事務局	適正な価格で積算し予定価格を設定しており、この価格以下で落札されるものと考え入札を実施していますが、落札額がいくらになるかという想定はしていません。
委員	一番下の額が100%であるというところに違和感を感じます。仮に業者が880万円前後と絞り込めたとして、落札業者以外の業者が落札しないために上乗せしてきたようにも見えます。
委員	最下限で落札して、それが100%であったところに疑問を感じます。890万円あたりと積算していて、落札するため値引きしたというならまだ分かりますが、どれぐらいの精度で金額を想定できるのかというのは知りたいところです。
担当課	業者には閲覧用の設計書を送付していますので、計算過程はおのずと出てきます。そのうえで業者がどれぐらいの単価を入れるかということになります。
担当課	昨今の物価高騰もあり資材単価は上がっています。今回の工事の設計自体は6月頃、入札は7月であったので、その間も単価は上昇していたことから、業者としては高めに設定してきたというところは考えられるところです。
事務局	物価高騰に関しては、他課の事案ですが、今年度当町でも不落となったケースもあります。
委員	最低制限価格の記載がありませんが何か理由があつてのことですか。
事務局	当町の基準に基づき、今回は最低制限価格を設定しておりません。
委員	第1工区、第2工区はどの業者が落札しましたか。
担当課	第1工区、第2工区ともに、それぞれ別の業者が落札しています。
委員	入札価格は事後公表ですか。以前の会議では事前公表もしていると聞きましたが。
担当課	今回は事後公表です。特殊な場合は事前公表していますが、事前公表のほうが稀です。
委員	指名業者が入札に不参加であった場合にペナルティなどはあるのでしょうか。
事務局	入札辞退の際は辞退届を提出いただいています。その内容によって判断する形となりますが、ほとんどは手持ちの工事で手一杯等の理由ですので、特にペナルティはありません。ただし、辞退届を提出せず無断欠席をした場合などはペナルティを課す場合があります。
委員	業者としては指名を受けた以上は応札しなければならないという気持ちにはなるわけですね。忙しくて工事は取れないが、指名を受けたので応札しなければと高値で入札するということもありますね。
委員長	3つの工区の落札業者が3者に分かれていることや、今回の落札率が100%であったことなど、状況を見ると3者で分け合うため想定価格に上乗せをしたようにも捉えることができ、すっきりとしない感じですね。

抽出事案②：子育て世代等宅地造成測量調査設計業務委託	
担当課	担当課である建設課が、審議事案説明書及び入札調書、図面等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
委員	発注事業一覧表を見ると、測量、設計業務は全件同一業者が落札していますね。 他の業者からすると、これまでの入札結果から入札してくる金額を想定できそうではありますが、それを下回るように入札しようという業者がなぜないのでしょうか。自由な競争原理が働いているか少々疑問に感じるところです。
委員	落札業者の本店所在地はどこですか。
担当課	尾花沢市です。尾花沢市と大石田町の境界あたりに会社があります。
委員	6社のうち3社が尾花沢市、1社が村山市、2社が東根市です。
委員	落札業者は以前、大石田町に本社がありましたが尾花沢市に本社を移しており、町をよく知っているから仕事をしやすいということが考えられます。地元の従業員が測量、設計をするので安くできるということもあるかと思えます。
委員長	町としての受け止めはどうでしょうか。
事務局	私共としては正規な入札執行がなされたと考えています。 毎回同じ業者が落札しているという指摘についても、元々大石田町に本店があったということで、入札の際も頑張って落札してくれたものと思っております。 その結果、この業者が落札しているという事実だけで、談合行為等はないものと思っております。
委員	仮に落札業者にとって、現場も近いので多少価格を下げてでもペイできるという思惑があって入札し、他の業者にとっては、現場まで距離があるので価格を下げては合わないという考えで形式上の単価で入札するというのは、合理的な計算です。そういった中はずっと落札してきたというのであれば、当たり前と言えれば当たり前と言えます。 むしろ抽出事案①の場合は、工区ごとに振り分けているように疑問を持たれることもありますので、各業者には、全ての入札結果は、業者名や落札金額、詳細なところまで町入札監視委員会における審査の対象になっており、不審な動きなどを監視しているので、企業の合理的な判断のもと公正にやってほしいと周知していただきたい。
委員	最近、僅差での入札が多くなっていますが、今はパソコンに積算システムが入っていますので、精度の高い数値が算出されます。そこから値引き額を考えるので結果は僅差になると思われれます。特に今回はかなり単純な内容ですから、金額が僅差であるのはそこまで不思議ではありません。落札業者にとっては地元ですので、測量に伴う立会い等もやりやすいと判断したのではないかと思います。
委員	こういった委託業務については、設計も容易ですので、業者は数十円単位で設計価格を算出することができたと思います。その中で、業者はどのラインで入札しようかという状況ですが、今回の業者はいずれも予定価格以下でしたので、受注しようと考えていたように見えます。業者によって得意なエリアというのもありますし、今回の落札は妥当かと思えます。
委員	コスト面を考えて、どこまで値引きができるか、どこまで元が取れるかを考えて、地元業者が最低価格を出してくるというのは合理性があります。 他方で、事案①はびたり880万円で合わせてきて、それ以上に業者が入札し、

	結果として第1、第2、第3工区を異なる業者が落札したというところに違和感があります。
委員長	偶然100%になったということもあったのかもしれませんがね。ただ、入札監視委員会としては、そういったところに興味をもって確認していきたいと思えます。
(3) その他	
事務局	<p>次回の定例会議については、入札監視委員会の運営等に関する事務処理要領第3条で、当該年度の下半期（10月から翌年3月まで）に町が発注した建設工事等について報告することになります。5月24日（水）午前10時から開催いたします。</p> <p>また、同要領の第4条第2項により、次回開催の委員会における審議議案の抽出については「委員長を除く委員について50音順の輪番により指名する」となっておりますので、名簿の50音順により真田委員にお願いします。</p> <p>発注事業一覧表をまとめ次第お送りしますので、よろしくお願いします。</p>
5. 閉会	(午前11時00分)